

農産加工品等ふるさと納税活用支援業務委託仕様書

1 業務の目的

宮崎県内で6次産業化に取り組む農業法人等や、みやざきLFPに参画し連携ビジネスにより開発した農産加工品等を販売する事業者の販路拡大およびブランド力強化のため、県ふるさと納税を活用した情報発信および返礼品提供の申込支援を行う。また、県農政水産部が所管するポータルサイト「ひなたMAFiN」内に農産加工品の紹介特設ページを構築し、県ふるさと納税サイトへの誘導を強化する。

2 業務の名称

農産加工品等ふるさと納税活用支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

以下により、県ふるさと納税サイトにおける農産加工品等の掲載商品の拡充・拡大を行うこと。

(1) ふるさと納税活用・申請支援

- ・対象事業者の募集、掘り起こし
- ・対象事業者へのヒアリングおよび現状分析
- ・県ふるさと納税サイトへの掲載に向けた書類作成支援、写真撮影、登録作業のサポート
- ・販路及び販売量拡大に向けた魅力向上（返礼品の訴求方法、キャッチコピー提案等）のアドバイス

(2) 「ひなたMAFiN」特設ページの作成

以下により、県農政水産部が所管するポータルサイト「ひなたMAFiN」に農産加工品を紹介する特設ページを制作する。当ポータルサイトはウイングアークNEX株式会社（以下「保守管理業者」という。）による保守管理がなされていることを踏まえ、特設ページ作成に当たっては受託者から保守管理業者への再委託により業務を行うこととし、ページ作成の手続きや費用面に係る調整についても、受託者と保守管理業者で行うものとする。

①テンプレートの活用によるページ構築

- ・保守管理業者が提供するパッケージデザインテンプレート（トップ風目次テンプレート）およびCMS操作仕様に従い、特設ページの構築・構成案の作成を行うこと。
- ・テンプレートの制約事項（使用可能なフォント、画像サイズ、レイアウトの可動範囲等）を遵守し、デザインの統一性を保つこと。

②作業範囲の明確化

- ・受託者が行う「画像データ・文章作成、レイアウト作業」と、保守管理業者が

行う「テンプレート適用・システム設定」の役割分担を明確にし、事前に県の承認を得ること。

- ・画像データの受け渡しについては、画像形式を JPEG 形式とし、画像データには番号を付け、作成したレイアウトとの照合が容易になるようにすること。
- ・テンプレートの仕様変更や機能追加が必要な場合は、保守管理業者と協議を行い、その可否および費用対効果を判断すること。なお協議には県も参加することを前提とし、協議簿等記録を作成し、業務完了報告書に添付するものとする。

③連携および調整業務

ページ構築に当たっては、保守運用事業と密に連携し、以下の作業を円滑に遂行すること。

- ・テンプレートへのコンテンツ流し込みおよび配置調整
- ・パッケージ機能の範囲内で実現可能な UI/UX の提案
- ・既存サイトのシステム環境に適合した画像素材やテキストデータの提供・調整

④見積もり費用について

提案時に提出する見積書については、本費用（再委託見込み額 450 千円）を含んだ見積額を記載することし、契約締結後に本費用が増額又は減額となる事由が生じた場合でも、本業務の契約金額に変更は及ばないものとする。

(3) その他農産加工品の販売拡大に向けた提案

今回拡充する農産加工品の販売力を伸ばす効果的な周知や情報活用手法や、(2)の特設ページの効果的な誘導方法、宮崎県へのふるさと納税の意識向上、商品のリピート購入につながる方法等があれば提案すること。

5 事業スケジュール

- ・打合せ 令和8年7～8月
- ・農業法人等支援・特設ページの開設 令和8年8月～令和8年11月
- ・成果品の納品 令和9年3月31日

6 成果品

(1) 成果品及び納品媒体等

- ① 委託業務により使用した写真、画像、イラスト等の素材データ
- ② 業務完了報告書（紙媒体1部）

(2) 納品期限

令和9年3月31日（水）

(3) 納品場所

県が指定する場所

7 経費等

委託経費には、4業務内容に含む全ての経費を含む。

8 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

また、受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前述のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者が協議の上処理することとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (6) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (7) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

10 問合せ先

宮崎県農政水産部農業流通ブランド課 食産業連携担当 齋藤、三浦

TEL : 0985-26-7847 FAX : 0985-26-7332

E-Mail : nogoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp